

令和 8 年度第 1 回宇治市人権教育・啓発推進懇話会 会 議 録

日時：令和 8 年 8 月 20 日（木）午後 2 時 00 分～午後 4 時 15 分
場所：宇治市産業会館 第一研修室

宇治市人権教育・啓発推進懇話会

出席者

会長	惣脇 宏	(公益財団法人世界人権問題研究センター 嘱託研究員)
副会長	奥西 隆三	(宇治市民生児童委員協議会 会長)
委員	阿久澤 麻理子	(大阪公立大学経営学科研究科 教授)
	西村 嘉高	(京都府山城広域振興局地域連携・振興部 部長)
	北村 芳美	(城南人権擁護委員協議会宇治市部会)
	高田 悦子	(NPO 法人働きたいおんなたちのネットワーク 理事長)
	西本 浩	(宇治商工会議所 常務理事)
	日野 真代	(社会福祉法人宇治市社会福祉協議会 理事)
	山田 良尚	(連合京都南山城地域協議会 事務局長)
	幸道 直樹	(一般社団法人宇治久世医師会 会長)
	長田 啓助	(株式会社洛タイ新報 代表取締役)

事務局

貝 康規	(宇治市副市長)
前田 貴徳	(宇治市人権環境部 部長)
西川 聡	(宇治市人権環境部 副部長)
山本 博之	(宇治市人権環境部人権啓発課 課長)
妹尾 浩伸	(宇治市人権環境部人権啓発課 主幹)
原田 友彦	(宇治市人権環境部人権啓発課 主幹)
鈴木 良平	(宇治市人権環境部人権啓発課 係長)
松原 瑛	(宇治市人権環境部人権啓発課 主任)

令和8年8月20日(木) 午後2時00分～午後4時15分

(山本人権啓発課長{司会})

- ・ 会議開始の挨拶
- ・ 委嘱状の交付、各委員の自己紹介
- ・ 事務局の職員紹介

【宇治市副市長挨拶】

(貝副市長)

宇治市では、本年3月に「宇治市第3次人権教育・啓発推進計画」を策定し、これまでの取組を継承・発展させながら、社会情勢の変化に伴い多様化・複雑化する人権課題に的

確に対応し、誰一人取り残さない、互いの人権を尊重し合う社会の実現に向けて、人権教育・啓発をはじめとする人権施策を総合的かつ計画的に推進していくこととしております。

一方で、人権を取り巻く状況は、社会の変化とともに大きく変わり、新たな課題も生じている中で、人権行政をより効果的に推進していくためには、行政内部だけでなく、様々な分野の有識者の皆様から、専門的かつ幅広い視点で評価や助言をいただくことが重要であると考えています。

また、後ほどの議事でもありますが、人権に関する条例についても、市議会からのご意見もあり、制定していきたいと考えていますので、こちらにつきましても、様々なご意見をいただけたらと思います。第1次・第2次計画においては、宇治市内部でPDCAを回して計画を推進してきましたが、先ほども申しましたとおり、現在の複雑な状況や人権課題も様々なものが出てきております。

こうしたことから、このたび宇治市人権教育・啓発推進懇話会を新たに設置し、委員の皆様のご意見を賜りながら、宇治市としてもしっかりと人権施策を進めていきたいということで、本日がその第1回の開催となります。

委員の皆様におかれては、それぞれの専門や経験を踏まえ、今後の本市の人権行政をより一層充実したものとしていくため、忌憚のないご意見、ご助言を賜りたいと思います。

【事務局による配付資料の説明】

【会長・副会長の互選】

(山本人権啓発課長)

会長及び副会長の選出を行います。設置要項第5条第2項に「会長及び副会長は、委員の互選により定める。」とあります。まずは、会長について、どなたか、ご推薦やご意見などございませんでしょうか。

(北村委員)

今回は、宇治市の人権計画や人権条例などについての論議ということですので、京都府人権尊重の共生社会づくり施策推進懇話会の委員でもいらっしゃる惣脇委員に会長をお願いするのはいかがでしょうか。

(山本人権啓発課長)

ありがとうございます。

ただいま惣脇委員に対し、会長への推薦がございました。委員の皆様いかがでございますでしょうか。

※異議なし。

(山本人権啓発課長)

ありがとうございます。惣協委員、いかがでしょうか。

(惣協委員)

恐縮でございます。

(山本人権啓発課長)

ご了承いただきありがとうございます。それでは、惣協委員に会長をお願いしたいと思います。恐れ入りますが、惣協会長は会長の席にお移りいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議事の途中ですけれども、ただいま阿久澤委員が到着されましたので、紹介させていただきますと思います。

【阿久澤委員入室】

・阿久澤委員の紹介及び自己紹介

【会長挨拶】

(惣協会長)

失礼いたします。会長という大役を仰せつかりまして、大変緊張いたしております。

特に新たに設置をされた懇話会ということで、その点、宇治市が力を入れておられると十分認識をしたいと思います。特に第3次計画を作られるとともに条例を検討されているということで大変重要な役割があらうかと思っております。

私、子どもの権利を中心としておりましたので、限られた知見ではございますが、委員の皆様方のご協力をよろしくお願いできればと考えております。

その上で、委員の皆様方のご意見をできるだけ反映できますよう、円滑な進行に努めて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、以降の議事につきましては、惣協会長に進行をお願いしたいと思います。惣協会長どうかよろしくお願いいたします。

(惣協会長)

先ほど会長に互選をしていただいたわけでございますけれども、副会長を置くとなつてございまして、副会長につきましても、委員の互選により定めるということになってございます。副会長につきまして、どなたかご推薦やご意見がございましたらお願いいたし

たいと思います。よろしいでしょうか。

(日野委員)

はい。

(惣協会長)

日野委員よろしく願いいたします。

(日野委員)

市社会福祉協議会の会長など、様々な役職を歴任されておられます、奥西委員に副会長をお願いするのはいかがでしょうか。

(惣協会長)

ただいま奥西委員に対して副会長にというご推薦がございました。委員の皆様方がでございましょうか。

※異議なし

(惣協会長)

それでは、承認があるということで、奥西委員、いかがでございましょうか。

(奥西委員)

はい。

※承認

(惣協会長)

ご了承いただきましてありがとうございます。それでは奥西委員に副会長をお願いしたいと存じます。

現在、傍聴の方はいらっしゃらないということでございますので、早速議事に入らせていただきたいと思います。

議事の(1)でございますが、宇治市第3次人権教育・啓発推進計画につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

【議事】(1) 宇治市第3次人権教育・啓発推進計画について

(山本人権啓発課長)

それでは、資料4 宇治市第3次人権教育・啓発推進計画の冊子及び資料5 概要版をご覧ください。

冊子3ページから4ページに記載しておりますが、本市では、2000（平成12）年に施行された「人権教育・啓発推進法」に基づき、2006（平成18）年に「宇治市人権教育・啓発推進計画」を策定いたしました。その後、「人権尊重理念の普及」や「様々な人権問題の解決」に向けた取組を進める中で、社会情勢の変化等を踏まえ、2016（平成28）年に「第2次人権計画」、そして本年3月に「第3次人権計画」を策定いたしました。

本計画策定にあたり、まず、2024（令和6）年度に「市民意識調査」を実施しました。

冊子4ページの最後の段落、及び5ページをご覧ください。この調査結果を、10年前の、第2次計画策定時にも実施した調査と比較し、これまでの取組の成果や課題の分析と、今後の取組の方向を検討しました。

冊子5ページの一番上をご覧ください。市民一人ひとりの人権意識が10年前と比べて高くなっていると思う人の割合は、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」を合わせて26.5%で、前回調査から大きな変化はなく、引き続き取組が必要であることがうかがえる結果となりました。

また、昨年12月から本年1月にかけて、本計画初案に対するパブリックコメントを行い、いただいたご意見を踏まえて必要な修正を行い、本計画を策定いたしました。

冊子6ページの末尾をご覧ください。計画期間は、本年度から、2035（令和17）年度までの10年間としておりますが、必要に応じて見直しを行うこととしております。

続いて、計画全体の概要を目次に沿ってご説明いたします。

第1章では、人権に関する国際的な状況、国内・京都府の動き、そしてこれまでの宇治市の人権に関する取組についてまとめています。

第2章では、計画策定の趣旨、計画の目標や位置付け、人権教育・啓発を進める上での視点など、計画の基本的な考え方を示しています。本計画では、市民一人ひとりが、日常生活の中で互いの個性や価値観の違いを認め合い、人権を尊重するまちを構築することを目標としております。

第3章では、人権問題の現状等と取組の方向として、11項目の個別の人権課題と、5項目の課題横断的な人権課題を掲げ、それぞれについて、現状と課題、今後の取組の方向について記述しています。

内容を全てご説明するのは時間の都合上難しいところですが、各人権課題に対しましては、複数の所管課が、様々な形で連携・協働しながら取り組んでいることから、それぞれの所管課と協議を重ね、内容を取りまとめました。

なお、冊子53ページにも記載しておりますとおり、人権問題を明確に類型化することは困難であり、社会情勢の変化等に伴い、新たに生じたり顕在化したりするものもあります。このため、本計画に直接の記述がない人権問題に対しても、本計画を基本的指針として取り組んでいくことにしております。

第4章では、就学前の教育・保育施設、学校、地域社会、家庭、企業・職場など、あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進について記載しています。

また、人権に特に関係する職業従事者として7つの区分を掲げ、市職員や消防職員等

の研修を進めるとともに、その他の関係者に対しても取組を働きかけること、さらに、対象者や媒体に応じた効果的な手法により人権教育・啓発を実施することを示しています。

第5章では、計画の推進体制及び施策の点検・評価について記載しています。

そして資料編には、世界人権宣言や人権教育・啓発推進法等について記載しています。

次に第3次人権計画の主なポイントをご説明いたします。

一点目は、「課題横断的な人権課題」を新たに位置づけたことです。冊子目次の第3章2、及び、54ページから60ページをご覧ください。国が昨年6月に閣議決定された「第2次人権教育・啓発基本計画」の考え方等を踏まえながら、「個別の人権課題に密接かつ横断的に関連するテーマ」として、「課題横断的な人権課題」という項目を設定いたしました。

国の計画では、「インターネット上の人権侵害」に絞って規定されておりますが、本市では、これまでの本市での取組等もふまえ、「インターネット上の人権侵害」「個人情報の保護」「人権尊重の就労環境」「自殺対策の推進」「災害時の配慮」の5項目で規定しています。

二点目は、市民意識調査の結果などを踏まえ、世代に応じたテーマや内容の設定、周知方法の工夫など、より効果的な人権教育・啓発に取り組むこととした点です。

三点目は、冊子72ページ、第5章の3に記載しておりますとおり、外部の視点から適切な評価や助言をいただくため、外部有識者会議、すなわちこの宇治市人権教育・啓発推進懇話会を設置した点です。

毎年度、重点取組を定めた実施方針を策定し、施策の実施状況を点検するとともに、この懇話会から評価や助言をいただき、その後の施策に反映してまいります。

以上、簡単でございますが、第3次人権計画の内容の説明とさせていただきます。詳細につきましては、冊子をご覧くださいませようお願いいたします。

(惣協会長)

ただいまの事務局の説明に対しまして、委員の皆様方からのご意見やご質問をお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

(幸道委員)

医師会から来ました幸道といいます。小児科医ですので、その立場から、今日は懇話会ということですので、自由に意見を述べさせていただきます。

第3次人権教育啓発推進計画を見ましたが、啓発する側の発案にとどまっており、当事者の思いが感じられず、ワクワクしませんでした。

また、事業の対象者に「子ども」がないことが残念でした。子どもたちには、堂々と自分の意見を述べ、人権の立場で話をして欲しいし、そういうものをぶつけて欲しい、そして学んで欲しい。人権について学び、堂々と言えるようになれば、いじめや虐待の根絶につながる。そういったものがプロダクトになるはずですよ。

この宇治市の小学校、中学校を卒業した子どもたちが、学校で人権の方で勉強したよ、こうだったよっていうことは堂々と言える。そうなれば素晴らしいなと思います。社会や学校生活に参加することができる。自分たちの意見を述べるができる。これらは自分たちの権利なのだと教えられれば、子どもたちはもっと豊かになるはずです。

今日診療に訪れた子どもや保護者に「子どもの権利条約を知っているか」と尋ねたところ、子どもたちも保護者も、誰一人として知りませんでした。子どもも知らないし保護者も知らないで、人権を啓発するとか推進するっていうのは、ちょっと寂しいと思います。

今日は懇話会ですから、ぜひこれだけは言いたいなと、資料を見ながら考えました。

私、学校医もしていて、学校保健委員会に行きますが、校長先生も教頭先生も、事務の人も権利条約の4つを全然知らないんです。条約ができたのが、94年ですしそれからいろいろ施策ができていますよね。

日本の施策は、すごく頑張っていると思います。子どもの権利条約や子ども基本法、子ども大綱もそうだし、基本六法の中の1つである民法まで変えるところに踏み切ったのは、すごく立派だと僕自身は感じているんです。

だけど、その主役である子どもに、まだまだ全然情報が伝わってないのは非常に寂しいので、それをぜひ、この懇話会の中で、ともかく言っておこうと思って今日やって参りました。

(惣協会長)

ありがとうございます。関連して他の方々、いかがでございましょうか。

(阿久澤委員)

今おっしゃられたことに関連して、国連の宣言において「人権教育の権利について知ることは権利であり、それを知ることはエンパワーメントである」とされていますが、一方で日本の法律は人権教育を「理念の浸透」や「国民相互の理解」と定義してしまっており、踏み込みにくい部分があるところを自治体レベルで変えていただきたい。

障害のある人や認知症の人も含め、当事者自身が「権利を知り、権利を行使する」という主体的なあり方へと転換し、他の人たちに教えるだけのものという枠組みを超えなければならぬと思う。

それともう1つ、人権教育啓発推進法があって、それに基づく基本計画が2002年にできて、去年更新されており、個別の課題の後に、すべて相談という項目が新しく入っております。

教育や啓発って、心がけや言葉や態度を変えましょうというだけではどうしようもない問題が深刻になっていて、2000年以降はヘイトスピーチや部落のアウトティングが特に深刻な問題だと感じています。その問題をどのように実効的に止め、修正し、できる限り救済しようとする、教育・啓発だけではなくて、人権の救済保護とセットで取り組む必要があるが、救済保護についての法律が日本には無かったので、苦肉の策で、国の基本計

画に相談を、その被害を受けた人に対してどう向き合うかっていうのを国も入れています。

そうすると、教育・啓発だけで終わってはいけない。何か個別課題に行政としてどう向き合うかというのも、計画に入れて欲しいなど、計画を今からは変えられないので、そういった体制にしていきたいと思いました。

(惣協会長)

本質的なご指摘ありがとうございます。他の委員の先生方がでございましょうか。

私も時々思いますのは、教育・啓発にとどまらず、あくまでも、人権の主体が大事であるということを特に強調されているんじゃないかと思っておりますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

(阿久澤委員)

具体的に制度で政策を作っていく、繋がるってことで。

(惣協会長)

権利の主体であるということはその権利をいかに保障するか、その制度を作るとこういうことでございますね。

ほかにいかがでございましょうか。

それでは、今日は議題も多岐にわたっておりますので、また元に戻ることも可能でございますが、次の議題に入らせていただいて、その上でまた総合的に見るということで、行かせていただければというふうに思います。

それでは議事(2)の方に進めさせていただきますして、宇治市職員人権ハンドブックについて、事務局より説明をお願いします。

(山本人権啓発課長)

先ほど資料6と7の説明の方ができておりませんでしたので、議事(2)の前に資料の説明をさせていただきますと思います。

まず、資料6「人権教育・啓発推進事業の進行管理について」でございます。10年間をカバーする人権教育・啓発推進計画を実効性のあるものにしていくためには、毎年度、成果や課題を検証し、その結果を次の施策に反映させていく進行管理、いわゆるPDCAサイクルを回していくことが重要であると考えております。そのために、当年度の「実施計画」、その年度末に、その年度の「実施状況」を作成していくこととしております。年間のPDCAサイクルのイメージは、資料6の中ほど、「年間の流れ」として示しております。

今年度は、第3次計画初年度の移行期間として、本年8月に、今年度の実施計画案をお示ししておりますが、今年度末からは、通常のPDCAサイクルに乗せてまいります。

そして、※の過程におきましては、懇話会の委員の皆さま方から、点検や評価をいただきたいと考えているところでございます。

続きまして、資料7「第3次人権計画 令和8年度実施計画（案）」をご覧ください。今年度の事業計画を示したものでございます。

まず2ページからでございますが、具体的な事業、計73の事業を示しております。市役所内の各所属におきまして、それぞれで所管の事業を実施しておりますが、その中でも、特に人権に関連がある事業について抽出して、人権の実施計画として取りまとめたものでございます。

2ページから4ページが、事業をまとめた表でございまして、縦の行が、各担当課と事業名称でございます。

横の一番上の列に「推進計画との関係」と記載しており、その下の項目については、第3次人権推進計画との関係を示したものであり、4ページの末尾に説明を記載しております。その概要をご説明しますと、「推進計画との関係」という記載のすぐ下、「分野1」が、計画第3章の1の各人権課題、「分野2」が、第3章の2の課題横断的な人権課題のどれに該当するかを黒丸で示したものでございます。さらにその右の、「人権教育・啓発の場」は第4章の1、「事業対象」は第4章の2、「人権教育・啓発の視点」は、第2章の3における項目のどれに該当するかを示したものでございます。

5ページ以降の各事業のページにおいては、それぞれ、上の段に、推進計画との関係の詳細、下の段に、実施計画を記載しております。どの事業も、重要な事業でございますが、1ページに戻っていただきまして、「特に重点事項と位置づけている取組」についてご説明いたします。

「(1) 外部有識者会議の設置」につきまして、事業としてあげてはおりませんが、先ほどもご説明いたしましたとおり、本懇話会のことでございまして、今年度の重要な取組と位置付けております。

「(2) インターネット上の人権侵害に対する取組」につきましては、横列の「分野2」における「全般」として計26事業、「インターネット」単体として1事業、計27事業を、これに直接該当する事業として位置付けております。

インターネットの利用が飛躍的に進んだ一方で、インターネット上の人権侵害が深刻化し、様々な人権課題に複合的に関連している現在の状況では、どんな施策を展開する上でも、インターネットに関する視点を意識しながら取り組む必要があります。その中でも、特に、インターネット対策を主眼に置いて取り組む事業は非常に重要度が高いと考えており、学校や各種講座など、様々な場において、多様な事業を重点的に進めていくこととしております。

なお、計画冊子の71ページ末尾にもありますように、インターネットの特性を積極的に生かした取組についても、このカテゴリーに含めております。

「(3) 包括的支援体制の構築に向けた取組」につきましては、実施計画49ページに記載しております。本市の事業全体における重点事業としても位置付けている新規の事業

であり、高齢者、障害のある人、子ども等の支援を行う関係機関と連携・協働する、包括的支援体制の構築に向けての取組を進めていくこととしております。

「(4) 一人ひとりを大切にしたい学校教育の充実と教職員の人権意識の高揚」につきまして、重複はありますが、横列の「人権教育・啓発の場」のうち、「学校の間」における事業として計12、「事業対象」のうち教職員を対象にした事業を計15あげております。様々な形で研修を実施する等、重点的に教職員の人権意識の高揚を図りながら人権尊重の学校教育を推進していくこととしております。

「(5) 人権意識の向上に向けた啓発・教育の推進」につきましては、8月の人権強調月間、12月人権週間といった、人権にとって節目の時期に、特に集中的に啓発や事業を実施いたします。この8月には、すでに終了しましたが市役所1階でのロビー展示や、市政だより8月1日号における広報を行ってきており、またお手元にお配りしておりますが、三日後、8月23日(日)には、宇治市文化センターにおきまして「平和☆ひゅうまん夏フェスタ」という、戦争・平和も大きなテーマに掲げた事業を実施いたします。その際には、人権擁護委員として啓発活動を行っていただく予定になっております。

「(6) 人権ハンドブックの改訂と職員全研修の実施」につきましては、後ほどご説明いたしますが、今回の人権計画改訂を機に、宇治市職員が、人権尊重の視点に立って職務を遂行するための実践的な手引きとなる「職員人権ハンドブック」も改訂を行うとともに、全職員を対象にした人権研修を、2月以降に実施することとしております。

(惣協会長)

ありがとうございました。私の進行が間違っておりまして大変失礼をいたしました。

この懇話会の役割は基本的には施策への評価と助言ということなので、今ご説明のあった施策に関して評価するというのが第一の仕事だということの理解でよいでしょうか。

(山本人権啓発課長)

はい。

(惣協会長)

なかなかたくさんあって、すぐに理解するのは難しいんですけども、委員の皆様方、いかがでございましょうか。

私の方から、申し訳ないんですけど、インターネット上の人権侵害についてはですね、この黒丸の表でいくとどこで読めばよろしいでしょうか。

(山本人権啓発課長)

資料7の2ページ、横の表をご覧ください、分野2の中の全般とネットと書いてある項目がございます。その下に26と1という数字がございます。

この全般というのは、このネット含めて、情報就労、自殺災害、それら全般をカバーし

ている事業という意味でございます。それぞれ左に行っていただいたら、例えば、一番左の秘書広報課の市政だよりの広報啓発ですとか、その下の職員人権研修事業など、この黒丸、この全般という 26 という数字の下に黒丸が打ってあるところと、その右のネットと書いてある、1つポツが打ってあるところ等、表の中で黒ポツが打ってある事業が、インターネットに関連する事業ということで位置付けているところでございます。

(惣協会長)

なるほど。ありがとうございました。ネットのところで 1 事業しかないように思ったんですけどこれ全般のところと合わせて読むと、位置付けられているとこういう理解でよろしいですか。

(山本人権啓発課長)

はい。インターネットに関して、厳密にどこで区分をするのか難しいので、直接的・間接的にでもインターネットに関連をしている部分につきましては、全般というところで表示をさせていただいたというところでございます。

(惣協会長)

はい。ありがとうございます。

先ほど阿久澤先生がおっしゃったヘイトスピーチとアウティングの件について触れている部分はあるのでしょうか。

(山本人権啓発課長)

特段ヘイトスピーチとアウティングという事業に特化をして取り組んでいるというものではございませんが、例えば人権啓発課の一番上にございます、身近に感じる人権講座という事業があり、様々な人権問題について、講座として取り組んでいるものでございます。直近で言いますと数年前に、ウトロ平和祈念館をテーマにしました。ウトロでヘイトクライムの事件があったことを絡めての啓発事業を行ったということもございます。

そういった中で、直接的ではないが、特に人権啓発課における啓発事業の中で、折に触れて、ヘイトスピーチやアウティングについても、啓発するというところで取り組んできているところでございます。

(惣協会長)

ありがとうございます。だんだんわかって参りました。その人権課題の外国人のところなども、全般のところで位置付けられているというふうに理解してよろしいでしょうか。

(山本人権啓発課長)

はい。

(惣協会長)

ありがとうございます。委員の皆様方、いかがでございましょうか。

(高田委員)

働きたいおんたちのネットワークの高田です。資料 12 ページの事前登録型本人通知制度という事業について、実施計画では市政だより・LINE でのお知らせや庁内の大型ディスプレイでの紹介など、制度の周知広報に努め登録者数を増やしていくということですが、令和 8 年度の計画で、その増加数 80 とあり、80 人増えたらいいなということですか。

(山本人権啓発課長)

はい。現在の登録者数の表示はしておりませんが、この制度は戸籍や住民票が不正取得をされるという事案の防止・抑止のために、自分の戸籍や住民票が第三者にとられた場合に、登録された方にその事実を知らせるという制度です。そういった不正行為の防止・抑止のために登録者数の増加が重要だと考えておりますが、伸び悩んでいるところであり、これまでの伸び率等をふまえて、現実的なところから上積みするという形で、現在のところから 80 人増やすのはとりあえず今年度の目標ということにしております。

(高田委員)

80 がどこから来た数なのか、何かすごく少なく感じました。ただこれまでの経緯を知らなかったり、目標なので多くてもいいのかなと思ったり。

そういう意味ではちょっといろんな数のところではどこから上がってきた数字なのかになっていうのも、この中でいろいろ見受けられたんですけど、この 80 がわからなかったので質問させていただきました。ありがとうございました。

(阿久澤委員)

制度についてお尋ねします。外国籍の住民の方は、日本国籍はもちろんないけれども、住民票がありますよね。外国籍の方の登録ってどれぐらいあるのでしょうか。

(山本人権啓発課長)

総計のデータはありますが、それぞれが日本国籍の方なのか、外国籍の方なのかという区分での把握はしていません。

広報においては、日本国籍の方も外国籍の方も区別をする理由はないと思っておりますので、広報紙や SNS の発信というところでの啓発に努めているところです。窓口でも大型ディスプレイにより事前登録型本人通知制度の表示をしたりとか、申請書の記載台に制度紹介の紙を挟んだり、できるだけ多くの者に目に映るところで知っていただ

るような取組を続けているというところでございます。

(惣協会長)

ほかにはいかがでしょうか。

(西本委員)

先ほど推進計画を説明いただきましたが、平成 26 年の調査を見ると図表 1 で回答者数が 1007 人おられました。令和 6 年になると、595 ということなんですけどこれ分母はどれくらいあったんでしょうか。

(山本人権啓発課長)

2,000 でございます。

(西本委員)

回答者数が 4 割減っているということになります。よく無関心っていうような言葉があると思いますが、例えばわからないとかそうは思わないという答えをいただいている方というのは、良い悪いは別にして人権問題に関心をお持ちの方ということです。

回答者数自体が減ってくるっていうことは関心のない方が、一定の数増えてきているということです、その辺りも含めて今後の周知の仕方というところを考えていただければと思います。

もう 1 つ、資料 7 ですが、実施計画ということで、今回外部有識者を入れての、助言・意見をもって更新されるということですが、来年、令和 8 年度実績報告は、まず、事務局がある程度評価をしてその評価に対して我々が発言をしていくことになると思います。例えば A B C D と書いて、何%クリアすればいいですよみたいな、どう最終評価の出し方をしていくのかというところを考えていただきながら進めていただければありがたいです。また、数値目標なしの部分について、これがどういう評価で出てきて、私らはどういう評価を下すのかなというような漠然としたイメージしかないので、そのあたりを 2 回目、3 回目の懇話会のときにお聞きしたい。

こういう方向性でいきますよみたいなことを入れていただければわかりますので、そういうあたりをちょっと考えていただければと思います。

(惣協会長)

今の点について、事務局いかがでしょうか。

(山本人権啓発課長)

ご意見ありがとうございます。評価につきましては初年度ということもありまして、検討が不十分でございますので、次回以降の懇話会でお示しをして、ご意見等いただいて参

りたいと思いますので、よろしくお願いします。

(惣協会長)

数値目標がある場合は目標を達成したかどうかわかりやすいですが、それはあくまでもその活動量がどうだったかということであって、実際の教育・啓発の結果、市民の認識が変わったかとか、行動が変わったかというようなところの評価までは実際にはなかなか難しいと思うんですね。

そのあたり、どうやって評価するかということについて活動量だけでなく、目的がどういうふうに達成されているのかという観点をできる限り入れられた方がいいと思うんですけども、そのあたりのご検討をお願いできればと思います。

(前田人権環境部長)

実績をどのようにということでありましたが、どの事業がどのぐらいの実績を上げているのかというのがわかるような形では、しっかりと示していく必要があるのではないかとこのふうには考えているところでございます。

数値目標がないものにつきましては、やはり啓発活動など数値が出せない部分がありますが、実施できたかどうかというところは実績報告として出していきたい。どういった効果があったのかというところを数値で測るのは難しい部分がありますが、どういった形で出せるのかというのも、今後継続して考えて参りたいと考えております。

(惣協会長)

よろしくお願いします。ほかにございませんでしょうか。

(阿久澤委員)

回数とか件数で確かに目標にはなっているんですけども、いろんな自治体の市民意識調査をやっていると、啓発と接触している人がこの10年15年で極端に少なくなることがありますので、少なくとも何人参加したかは、ちゃんと書いたほうがいいんじゃないかと思います。

本当に少なくなっていて、学校でやらないという学習するんだっていう状態になっていて、少なくとも京都府の調査でもそういった状態でしたし、府下の他の自治体でも同様でしたので、どこもそれほど大差はないんじゃないかと思います。

(惣協会長)

ありがとうございます。ほかに、今の点、よろしいでしょうか。

(前田人権環境部長)

阿久澤委員のおっしゃいますとおり、啓発活動でアンケートを取っておりますと、啓発

事業に参加したことがあるのかとかいう項目もございまして、そういった部分でもやはりまだまだ少ないところがございますので、そういった部分をしっかりとらえていけるようにしたいところです。

(惣協会長)

ほかにございませんでしょうか。

(長田委員)

人権教育とかに対して評価・助言を行うということになっていますが、どう評価するのかがちょっとわからなくて、例えば人権教育といっても、どういう文言で子どもたちに教育されているのかっていうことがわからない。

同和教育にしても、そういうことはなかったことにしようとか。なかったことで同和を考えていこう、そんな差別がなかったことで、新たな人権、差別をしたらいかんということを教えていこうというのか。

具体的にひどい事例があった、こんなことをしたんや、こんなこともあった、虐待などもあったというようなことを生々しく伝えて、子どもたちの反応を見るのか、どの方向性でいくのか、具体的な差別用語も入れたりするのか。どういう教育の方向性でやっていこうと思っているのかというのをに入れていただいて、その時の反応やいろんな意見を見て、人権教育はやったほうがいいのか、進めていったほうがいいのか、結果がいいのか、っていうのを評価できる。そういった反応はどうだったというのを出してもらわないと評価のしようがないと思うんですがどうでしょう。

(前田人権環境部長)

人権問題に関しましては、正しい認識を市民の皆様に持っていただくということが、一番重要だと考えております。広報・啓発・教育の仕方というのは様々ございますけれども、部落差別については、寝た子を起こすな理論もありますが、そういったことではなく、正しい知識や認識を持っていただくことによって、差別をなくしていくということが重要であると考えております。

コロナ禍におきまして誤った情報によって、いろんな憶測が広がって、それがもとで差別等が起こった人権問題もございましたので、市としての考え方につきましては、人権問題を正しい認識を市民の皆さんに持っていただくということを基本に持っており、それを具体的な教育・啓発の中で、どういった手法でどこまでの言葉を使用するかというのは、それぞれの事業において内容を検討していく必要があると考えているところでございます。

(惣協会長)

それでは最初の議題につきまして、第 3 次計画と具体的なその事業の進行管理につい

て、お伺いをし、かなり踏み込んだ議論も行われたと理解いたしました。

次回以降、さらに具体的な懇話会としての活動ができるようにちょっと準備をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の議題に移りますがよろしいでしょうか。

(山本人権啓発課長)

幸道委員が別のご予定により、ここで退席されます。

(幸道委員)

一言だけ言いますと、3年前に、私この医師会において副会長をしているときに、予防接種を、子どものおたふく風邪の予防接種をぜひ、宇治市で助成して欲しいということをお願いしました。

幸いにして、認めていただき、宇治市では、京都府下で初めて、定期じゃない予防接種の助成をすることができるようになって、今ははしかや風疹、水疱瘡と同じように 90% 近くの人が受けられるようになりました。

私はいつも言っているんですけども、宇治市はいつも京都府とか京都市の動向を見ているんです。私は、宇治市は京都府下ではナンバーワンの市だと思っていますので、ぜひ踏み込んで、この人権に関して進めていただきたい。最初に子どもに対しての人権教育を、真っ向から取り組んで欲しいとお願いしましたので、ぜひこの懇話会でもその方向性を保っていただけたら大変嬉しいです。

失礼いたしました。

【幸道委員退席】

(惣協会長)

それでは最初の議事(1)は終了とさせていただきます、議事(2)宇治市職員人権ハンドブックについて、事務局から説明をお願いいたします。

【議事】(2)宇治市職員人権ハンドブックについて

(山本人権啓発課長)

それでは、資料8及び資料9をご覧ください。

まず、資料8「人権ハンドブックの改訂」についてでございます。

職員人権ハンドブックは、市職員が人権尊重の視点に立って職務を遂行するための実践的な手引きとして、2010(平成22)年に初版を作成し、以後、人権計画の改訂に合わせて見直しを行うこととしておりまして、この度、第3次人権計画の改訂に合わせて、ハンドブックも内容を全面的に見直して第3版を作成するものです。

構成としては、5つの章立てとしており、第1章・第2章で、第3次人権計画の概要を

記載し、第3章では、職員としての人権意識の持ち方について、第4章では、実際に差別事象を発見、あるいは向き合った際に、どのような姿勢でどのように対応すべきか、その一例、等を記載しております。

改訂は、資料8の下の項に記載した通り、主に6つのポイント、例えば31・32ページの、相談窓口一覧や2次元コードによる最新情報へのアクセスの記載など、より実務に寄り添った形に整理いたしました。

また、第4章につきましては、近年に本市で発生した差別事象への対応も踏まえながら、全ての職場で、全ての職員によって、「差別を見抜き、見逃さない」「そのまま放置、黙認しない」という姿勢で差別事象に対応する方針で、改訂を行いました。

改訂後、今年度末に予定している、全職員を対象にした悉皆研修において、ハンドブックを配布してこの内容を伝達するとともに、次年度以降は、新規採用職員にも同様に実施していきます。

(惣協会長)

ありがとうございます。この件につきまして、委員の皆様方から、ご意見・ご質問を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

(日野委員)

35ページの人権文化という文章を読ませていただきました。

地域でまちづくりをしているんですけど、最初にまちづくりをするときに、先生から、その地域にどんな人がどんな思いで暮らすかによって、町は変わっていくんだよっていうふうに教えていただいたことがありまして、本当にこの日常の生活の中で、いろんな場面で、人権っていうのは私たちの周りにあると思います。その日々の暮らしの中で、私たちがいろんな問題に対してどう向き合って、どう行動していくかによって、宇治のまちはずっともっと豊かな地域になっていくのではないかなと。この文章を読ませてもらってちょっと思ったので、こういった、文化という言葉が入っているのはとても素敵だなあと思いました。

それから、宇治市では、CSコーディネーターという仕組みができたのをご存じでしょうか。地域と学校をつなぐかけ橋となる職員が、5年前から各小・中学校に1人ずつ配属されていて、私も宇治西小倉学園でCSコーディネーターをさせていただいております。皆さんからのお話にもあったように、今は本当に問題が複雑化・多様化していて、それぞれの専門家の皆さんが一生懸命されているだけでは、解決できない問題がいろんな面であると思っています。

学校の問題は、学校の先生だけで解決するっていうのはもう本当に難しくなっていると思いますし、地域の問題も地域の人たちだけで解決していくっていうのは難しいと思っていますので、人権にもコーディネーターさんが必要なんじゃないかなと思っておりまして、やっぱりそういった仕組みを作るのは、行政のお仕事じゃないかなと思うんです。

何年か前に、認知症の人にやさしいまちということを掲げられまして、今は認知症コーディネーターさんが地域にいらっしゃって、いろんなコーディネートをしてくださっていますし、生活支援コーディネーターという形でもいらっしゃいます。

がんばろう、学ぼう、それを啓発していこうっていうだけではなくて、一步、踏み込んで、やっぱりそこに仕組みを作り、人を配属し、そういった仕組みを作っていくっていうのを、先生がさっきおっしゃられていましたけども、日本で先進的に、そういった取組をぜひ、していただけたら、ありがたいなというふうに思っております。

(惣協会長)

ありがとうございます。ほかにいかがでございますか。

(阿久澤委員)

ハンドブックの位置付けをお尋ねしたいです。

先ほど電車の中で一生懸命見ていたんですけど、啓発または推進しますっていう内容が中心なので、職員が啓発の推進主体になるというためのハンドブックに見えてしまうんですが、例えば、外国籍の人たちも、地方自治法上、もちろん住民になるわけで、住民としていろんな権利を保障しましょうというだけではなく、外国人住民が安心して暮らせるように、地域共生を推進しましょうっていうだけでいいんでしょうか。

これは啓発の主体となる職員のハンドブックなのか、もっと全体じゃないんですかっていう、そういう疑問を読んでいて感じたというところなんです。

(惣協会長)

いかがでしょうか。

(山本人権啓発課長)

まず主目的としては、宇治市には様々な課がありますが、それぞれ業務を行う際に、市民対応の中で、人権に関わりがない業務はないという認識をしております。

それぞれの職員がそれぞれの業務を当てる中で、心構えという言い方が適切かわかりませんが、そういうものを目指して作成をしたというものでございます。

(阿久澤委員)

私の質問の仕方が悪かったです。項目によって、啓発しますという内容と、もっと踏み込んで施策を推進しますというところが、何か分かれているように見えたので、そこが気になったというふうに聞いた方がよかったかもしれません。

例えば、外国人や刑を終えて出所した人も本当はこの人たちを支援する、地域定着支援をするっていうことだと思うんですけど。

でもその正しい理解を促す啓発の推進に努めますっていうので終わっちゃいけないじ

ゃないですか。だからその辺が気になったんです。

(山本人権啓発課長)

ハンドブックの目次を見ていただければと思います。

今後新採職員に対して、使っていく資料として、この第1章と第2章につきましては、第3次人権計画の内容の概要を記載したものでございます。そして第3章以降が、職員が人権的な視点を持って職務を遂行するための、という視点で書いておりますので、おっしゃるように、第2章のところは啓発しますという書き方になっております。

職員に対しての手引きとなる内容としては第3章以降に記載をしているつもりでございます。

(惣協会長)

素朴な質問で恐縮なんですけど、職員が、啓発の対象だと理解していいんでしょうかね。

職員は啓発の主体でもある場面もあると思いますが、職員として知ってなきゃいけないという意味では、啓発されなきゃいけない面あると思うんですけど、どちらなのでしょう。

(前田人権環境部長)

職員としましては、当然知ってないといけないっていうことが大前提でございますが、先ほど申し上げましたとおり、まずは第1章第2章で、計画の内容がこういうことであるということを前提に、宇治市はこういう形で人権を考えているということを、新規採用職員を含めた全職員に知ってもらうというのが前半の段階では書いているというところでございます。それをもとに、職員としてどう人権に関わって業務を進めていくのかというところを、後半部分で示しているという構成にしています。

(惣協会長)

その繋がりのところですね、わかりにくいのかなと思いました。後半を読んでも、職員としてなるほどとこうやって対応すればいいんだなと。

単に、お答えできませんというだけじゃなくともう少し、踏み込んだ理解の上でやりとりをする方がいいんだなっていうところは大変よかったなとか思ったりしているんですけども。

(阿久澤委員)

前半と後半で分けられているということなんですよ。

(山本人権啓発課長)

この人権計画ですが、全職員に配っていくことが難しいこともありまして、このハンド

ブックを手元に置いて、辞書のように何かあったときにはこれを確認していただくという意図も込めてこういう構成にしているところでございます。

(惣協会長)

はい、どうぞ。

(高田委員)

全体的なところっていうよりは、細かいところが気になる形ですみません。

17 ページのところここは、さっきの、説明でいうと、啓発というよりは具体的な話のところかなと思うんですけど、17 ページの2の様々な職場での対応っていうところで公用車が出てきます。

私は普段は子育て支援の中で、18 歳までのいろんな複数課題があらう宅に訪問に行くという仕事をしており、宇治市の方も同行することも多々あります。

公用車を運転する際には気持ちに余裕を持ちつつ基本的なことが書いてあるんですけど、人権という立場で見ると、家の前に公用車を置くということは、その家は宇治市の人が来なあかん家なんちゃうやろかって、それも再々、その車が止まっていると、近所の人って結構見ているんですよね。もちろん安全運転とかは大事なんですけど、人権というところでは公用車はこういうところに気をつけたほうがいいのではないのかなって思いました。

それともう1つ、10 ページの性的マイノリティの人々のところに突然ハートのイラストが出てくるんですが、これは何か意味あるんでしょうか。説明つかないとか不必要なもの載せないほうがいいなって思います。

それと、あと、31 ページの相談窓口やQRコードを掲載したり、新たに連絡先を追加したところで、これは市の職員さんが何か困ったときにこれを見て、連絡して、相談できますよっていう理解ですよ。

私は普段子ども関係のことをやっているんですが、何か子どものことで困ったときに、こども福祉課の方は担当ですが、他の課の人が見たときには、一足飛びにもう児相とかに行っちゃうんだとか。男女共同参画課はそこに書いてあるんだけど子どものところはこども福祉課とかもあっていいのかなと。ヤングケアラーや虐待とか大事かなと思うので、ヤングケアラーの担当職員を置いているんだったらその専用電話も確かあったはずなので、載せてあっていいのかなと思いました。

(惣協会長)

ありがとうございます。相談は大変大事な役割があると思いますので、事務局、よろしいでしょうか。

(山本人権啓発課長)

ご意見ありがとうございます。17 ページの公用車のご指摘のところについてはもう一度記述について検討したいと思います。10 ページのハートマークにつきましては、特段の意味がということであれば削除の方向で考えたいと思います。31 ページの相談窓口の記述については、再度確認をした上で訂正したいと考えております。

(惣協会長)

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

(北村委員)

人権擁護委員の北村です。内容ではないんですが、一番後ろのページに思いやりの花言葉を持つスイセンって出ているんですが、スイセンの花言葉は思いやりじゃないんです。

私も人権擁護委員を始めた頃に、スイセンの花言葉は思いやりだと言ってた時期があるんですけども、自尊心、ナルシストとか自惚れとか、そちらの方が花言葉になるので、この言葉はちょっと抜いていただくほうがいいと思います。

人権の花運動については、子どもたちが、お花を育てる生命の尊さとか、思いやりを育むとか、優しさのっていうふうな部分もあるんですけども、花言葉ではございませんのでここだけ削除をお願いいたします。

(山本人権啓発課長)

はい。

(惣協会長)

ほかにございませんでしょうか。ほかにも気がつけられる点が、多分あるんじゃないかと思うんですが、何か別の形で、期限をちょっと、期間とっていただくことは可能でしょうかね。

(山本人権啓発課長)

今月中に個別でも直接のご連絡いただきましたら対応させていただきたいと思います。

(惣協会長)

それではそのようにお願いいたしたいと思います。それでは次の議題に移りたいと思います。

議事 (3) でございますので、人権に関する条例につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【議事】(3) 人権に関する条例について

(山本人権啓発課長)

それでは、資料10及び資料11をご覧ください。

京都府におかれましては、令和7年3月に「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」を制定されました。

京都府条例の第2条において、条例の基本理念として、人権尊重の共生社会づくりの推進のための基本事項が5点挙げられております。

宇治市といたしましては、この基本理念をふまえながら、宇治市における人権施策の取組を進めるために、宇治市第3次人権教育・啓発推進計画を策定したものでございます。

一方で、こうした取組は、行政のみならず、市民や事業者の皆さまと一体となって推進することが重要であり、そのためにも、宇治市の人権尊重に対する姿勢を示しつつ、それぞれの役割を明確化することも必要であると考えております。

現在、京都府下では、人権に関する条例の制定や、制定に向けた検討が進められております。

宇治市におきましても、より実効性のある人権施策を推進するために、こうした考えを盛り込んだ条例を制定することも検討する必要があると考えておりまして、委員の皆さまから忌憚のないご意見を伺いたい、と考えているところでございます。

(惣協会長)

説明は以上だと思いますが、委員の皆様方、はいどうぞ。

(阿久澤委員)

懇話会と条例の関係ってどうなっているのでしょうか。通常、条例策定委員会とかがあって、リーガルチェックをしながら作っていくと思うんですが、評価と助言という中で何を求められているのでしょうか。

(山本人権啓発課長)

現時点におきましては、この条例を制定することも今後施策の一環として検討していくというような段階でございますので、今回条例制定の検討を進めるということについて、ご意見をいただくというところをお願いしたいと考えております。

(惣協会長)

助言という理解でよろしいでしょうか。

(前田人権環境部長)

はい。諮問して答申するという形はとっておりませんので、今後条例を作っていくということに関して、ご意見、ご助言をいただければというふうに考えているところでござ

ざいます。

(惣協会長)

それからもう 1 つ今年の 3 月に作られたこの 3 次の教育啓発推進計画との関係はどうなりますでしょうか。

(山本人権啓発課長)

この条例の中でもこの計画を位置付けて参りたいと考えております。

(惣協会長)

ありがとうございます。計画の中に、この懇話会を作るというのがあって、今度条例作られると条例も、この計画の根拠の 1 つとなるという、そして、懇話会では条例に関しては立場としては助言であるという理解でよろしいでしょうね。その上でどうぞ。

(阿久澤委員)

自治体条例はいろんなパターンがあり、市町村で いわゆる刑罰をつけるということは政令市の川崎市は別としてあまりないと思うんですけど、ただ秩序罰をつけるというものはあります。

刑罰というと 100 万円とか 2 年とかもできるんですけど、そこまで普通しないと思います。どこまでやるのかも私たちにはわからない。

もう一つ言うと、単に理念による条例を作るのではなく、三重県の人権条例のように、行政措置によって対応する場合はそれが本当に差別の事案なのかとか、対象にすべきなのかという検討が必要になり、細かく物事を決めてなきゃいけなくなってくるはずで

す。それはおそらくこういう懇話会で意見を言うだけで、決められるようなことではないので、どんな手続を踏まれるのかっていうことがわからない。理念としてはすばらしい条例ですよって言えるけれど。

大阪市はヘイトやインターネットの部分で裁判にもなった。どんな事例が処罰の対象になるのかって、かなりちゃんと決めておかないといけないが、そうするとそういう委員会作って話になってくるし、それはこの懇話会の役割と、全く別になってくるし、つまりこの懇話会でどこまでできるんでしょうか。ざくっと意見は言えるけれど、それだけのことなのかどうか教えてほしい。

(前田人権環境部長)

現時点におきましては、条例、特に今回の第 1 回の懇話会におきましては、条例を今後考えていくということに関してのご意見をいただければというふうに考えているところでございます。罰則規定があるとか、氏名公表するとか、どういった条例でということ

まだ今の段階では、白紙の状態でございますので、内容によっては、ここの懇話会では難しいのではないかと考えております。内容によっては、専門の方を交えて考えていく必要があるかと思いますが、今の段階ではそれが必要かどうかというところまではお答えし難いです。

(阿久澤委員)

罰則が欲しいというわけではなく、三重県のような条例ですら、かなり細かく決めないとやっぱりできなくなるので、その辺をどこまで意見言えるのかなと疑問に思っただけです。

(前田人権環境部長)

今後、条例を進めていくという方針を持ちましたときには、こういった条例を考えているという形でお示しをさせていただきますので、その時点でご意見いただければと考えております。

(惣協会長)

ほかにいかがですか。

(西本委員)

なかなか条例の中身までこっち側でどうだこうだということができないとは思いますが。京都府が作られていますので、広く言えば、宇治市民も京都府民ですので、これがあればある程度、理念法になってくるのかなとは思いますが。

逆に、条例がどうだというよりもこの条例や計画ができ、それに沿って、ちゃんと事業ができているのかというものを、お話を聞いて意見を述べるものかなと思っていたんですけれどもそういう方向性っていう考え方でいいんですか。

(前田人権環境部長)

そういった部分も含まれていると考えておりまして、例えば市の責務でありますとか、市民、事業者の責務でありますとか、そういった理念の部分からまず作って行って、そのあとどこまで、どういった内容の条例にするのかというのは考えていく必要があると考えています。

(西本委員)

条例の先にどんな事業をするのが大事だと思いますので、よろしくお願いします。

(惣協会長)

ほかにいかがですか。

(西村委員)

行政委員として参加させていただいていますので、この人権条例ではなくて、条例とはそもそも何ぞやというところで、ご説明させていただきます。先ほど阿久澤委員がおっしゃられたように、条例にはいくつかの類型がございまして、先ほど言われたのはいわゆる罰則等は住民の権利や義務に対して条例に規定するもの、条例事項というもので、条例事項をその条例の中に盛り込むのかどうか。施策を実施するために条例を設けるとか、いわゆる施策条例というもの。それから先ほど言われた、行政としての方向性というか施策の方向性に取り組む理念条例。

施策を実施する上での施策条例もう 1 つは国が大きく定めたものを、市町村が府県や市町村がしないといけない義務的な条例、いわゆる税条例とかみたいなもの、4 つ目の法定的な条例がある。

そういった 4 つの条例の類型があるということなんですけれども、宇治市がどれを選ぶかどうかということになるかと思います。

京都府の人権尊重共生社会づくり条例が資料として出ていますので、説明をさせていただきますと、人権尊重の共生社会づくりについてこの条例の中で定義をさせていただいたところが 1 つの特徴でありまして、その中で、条例で、人権教育人権啓発推進啓発活動を、人権尊重の共生社会づくりの施策に位置づけるということと人権尊重共生社会づくりとは、府民の一人ひとりが不当に差別されることなく、かけがえのない個人として相互の人権を尊重し合いながら支え合う、共生社会づくりをすることであると、具体的に条例の中に明らかにしたということでございます。

条例の条文をご覧いただければわかるんですけれども、条例の中に、施策を総合的に、かつ、計画的に実施するために必要な事項ということで、人権尊重の共生社会づくり施策推進計画というものを持っておりますけれども、その計画をこの条例を根拠に、計画策定するということでもありますので、条例に基づいて計画を作って、それを総合的かつ効果的に実施できるように、努めるような規程になっていくということでございます。

その計画を策定するうえには 7 条のところでですね、懇話会を作ってその懇話会におきまして施策策定・実施を、意見交換の内容を参考として、施策の策定だとか実施に努めるものとする、というような規定になっておりまして、前文が非常に長いものになっています。前文と 7 条立てで構成される条例ということです。

以上 2 点ですね 1 つは条例とはどういうものがあるかということと、京都府の人権尊重の共生社会づくり条例の内容を簡単にご説明をさせていただきました。

(惣協会長)

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

(山田委員)

今回の第 1 回の懇話会で、人権の条例についてということで説明があったんですけども、何もない状態の中で、なかなか助言もできないかなと。この条例の制定について、この懇話会でいいですよとも、はい、いいえとも、なかなか言えない状況なのかなと。

スタンスとしては、これから事務局で条例のたたき台をやっていただけたらと思うんですけども、それについて今後懇話会で何か助言がありましたらお願いしますということ、今日は確認させていただいていいでしょうか。

(前田人権環境部長)

今日の時点では、市が条例の制定を考えているということに関してのご意見をいただくというふうに思っておりますので、次回以降、たたき台等の方針ができましたらお示しし、ご意見をいただきたいと考えております。内容について助言をいただくということであれば、その時点ということで考えております。

(惣協会長)

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

(長田委員)

第 3 次人権教育啓発推進計画の概要版とかは、市民というか全戸配布などされたんでしょうか。

(山本人権啓発課長)

公共施設等には配架しております。

(長田委員)

宇治市の職員向けのハンドブックのようにして配る予定はありますか。

(山本人権啓発課長)

全戸向けには紙のものを配布というのは考えておりませんが、現在ホームページには掲載をしておりますので、そちらを見てもらえるかと。

(長田委員)

宇治市のハンドブックは相談窓口なんか載っているんですけど、つい先日、うちの会社に入社して、調べたことがあって、あるスポーツ少年団で、保護者会長みたいな方が、子どもに対して圧をかけたり暴言を吐いたり、暴力の寸前までいたり、その保護者に対して、脅迫じみたことをしたりというような事案があると、無記名の投書がありました。

まず児相に聞いてみたんですけど、ただ児相は教育委員会に聞いてくださいと言われ、

教育委員会は、スポーツ協会に振られた。振られて聞いたらまた教育委員会に戻って最後はスポーツ少年団だからスポーツ少年団本部長に言うてくださいということになったんですけど、相談窓口がね、こういう細かい事象についての人権問題に対しての相談窓口はどこに直接行くのが一番いいのか。

これはどっちなんかというのは判断つきにくいもあるんで、そういうのを載せるようなハンドブックとかチラシとかね。人権問題に対する、それを配布するような施策なんかも織り込まはったらどうかなと思っています。

あと、日曜日のひゅうまん夏フェスタ。これ当日参加いけるんでしょうか。整理券ありますか。

(山本人権啓発課長)

可能です。ぜひご参加をよろしくお願いします。

(惣協会長)

ほかにありませんか。

(西村委員)

さっきの説明で1つ漏れていました。先ほど、阿久澤委員がおっしゃったように、リーガルチェックが必要というのは罰則があってもなくても、条例を制定される場合は、やはりリーガルチェックというか、条文の書き方、いろんな意見があってもそれを条文にどのような、文言で、我々の専門用語で条文に落とし込むんですけども、その際にやはり法令の専門の大学の先生だとか、法務の先生だとか、行政法とか憲法の先生なりですね、専門的な見地を持たれた有識者の方で構成されないと、なかなか条例というのは制定するのは非常に難しいのかなというのがあります。京都府は、条例を制定するときは専門家の意見、委員の中に入っているといっていると、こういうことだけちょっと補足をさせていただきます。

(惣協会長)

ありがとうございました。

人権教育啓発に関する、施策に関するその評価・助言という役割のが私どもの役割であって、条例そのものについては、また別の…。

(西村委員)

ここの先生方が不足しているというのではなくて、条例制定に向けて別途委員会等を作られるのであればそういう先生方が必要ですということです。

(惣協会長)

ほかにございませんでしょうか。

(阿久澤委員)

議会に出すときには立法事実は何ですかって聞かれると思うんですが、その辺どうするんでしょう。

(西村委員)

条例制定は立法事実がないとできないので、それは前提というか。

(山本人権啓発課長)

それについても今内部では検討しているところでございます。

法令の専門の部署がございますので、そこと連携を図りながら調整・検討を図って参りたいというのが現時点での状況でございます。

(阿久澤委員)

立法事実もですか。

(山本人権啓発課長)

そのあたりも含めて、そもそも成り立つか、構成なりも含めての相談・検討も当然させていただくことは、考えております。

(阿久澤委員)

次回教えてください。

(惣協会長)

市議会で条例制定したらどうかという、ご意見があつてそれに対して理事者側が、そういうことも考えたいと答弁したという段階だと理解でよろしいんでしょうか。

(前田人権環境部長)

今の段階では、そういうことでございます。

(惣協会長)

それを私どもも聞かせていただいて、参考意見を求められている段階であると、こういうふうに、とりあえず理解することにいたします。ありがとうございました。

それではほかにございませんでしょうか。

大分時間も来ておりますので、質疑、意見についてはこれぐらいにしておきまして、今

後の予定につきまして事務局からご説明をしていただけないでしょうか。

【今後のスケジュールについて】

(山本人権啓発課長)

先日、メールによりご連絡させていただきましたが、本懇話会は、当初は年2回の開催を想定しておりましたが、今年度は、先ほどもご意見をいただきましたが、人権に関する条例につきましてもご意見を伺いたく存じます。つきましては、今回と合わせて3回開催させていただきたいと考えておまして、甚だ勝手ではございますが、諸般のスケジュールから、2回目は10月20日、火曜日の10時から、3回目は1月12日、火曜日の10時に設定させていただきましたので、どうかご承知をお願いいたします。

詳細の案内については改めていたしますが、現時点でのご都合につきまして、お帰りの際、回答票をご提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(惣協会長)

これをもちまして、本日予定していました議事は終了したいと思います。全体を通して何かご意見やご質問はございませんでしょうか。

※なし

(惣協会長)

それでは、本日は大変貴重な意見をいただきまして、ありがとうございました。

事務局の方、整理大変だと思いますけど、どうぞよろしくお願いいたします。それでは本日は、以上をもちまして閉会とさせていただきます。

【宇治市副市長挨拶】

(貝副市長)

本日は長時間にわたりまして、非常に活発な議論をいただき、非常に貴重な意見をいただいたところでございます。誠にありがとうございます。

新たに設置した懇話会の第1回目ということでなかなか十分に我々の懇話会の趣旨やご質問に的確にお答えできなかった部分もあるかと思えます。

今年の3月に策定した第3次の計画を進めていくにあたって、委員の皆様からご助言をいただき、しっかりと人権行政を進めていきたいということが、一番の趣旨でございます。

今日お示した実施計画については現時点での案でございまして、この3月に作った計画を具体的にどんな事業として取り組むのか、8年度に各担当部署で取り組んでいる事業を第3次計画に紐づけたという段階でございます。新たな事業等について、なかなか全てを出せていませんが、一旦はそういう形で作らせていただきましたので、本日は委員

の皆様から、もう少しこのあたりは足りないのではないかというようなご意見をいただきました。

計画をこのタイミングで直すわけにはいきませんが、実施計画の中で委員の皆様のご意見を踏まえた内容を、今後盛り込んでいけるように修正しながらやっていきたいと思っています。具体的にいただいたご意見については反映させながら、また、今月中に別途いただくご意見についても反映、見直していきたいと思っています。

また、条例については、現時点では、まず理念条例でいくのか、あるいは権利条例や義務を課するような条例にするのか、そういったことは何も決まっていない状況であり、他市町村、都道府県の条例を調査中であり、宇治市としてどのような条例を作っていくかを内部で議論しているところでございますので、整理でき次第、改めてご報告をさせていただく中で、ご意見いただければと思います。リーガルチェックあるいは、仮に罰則を設けた場合の手続の部分等については、我々の方でしっかりと整理するべきものかと思っておりますので我々がお示しをさせていただいたたたき台に、条例の考え方や理念の部分でこういったものが必要でないかといったことを中心にご意見をいただければというふうに思っております。

冒頭のご挨拶でも申し上げましたが、20年にわたり計画を作り、人権政策を進めてきたわけですが、今回第3次計画ということで、さらに今後10年政策を進めていくにあたって、計画を作って事業を進めるということだけではなく、やはりしっかりとした条例を持ちながら、市民の皆様、あるいは事業者の皆様にも責務や考え方をお伝えする条例を作っていこうという思いでございます。今後、第2回第3回の中で、宇治市の考え方をしっかりとご説明をさせていただく中で、ご意見をいただければと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いを申し上げます。本日はどうもありがとうございました。